

## 特定非営利活動法人うず潮を世界遺産にする淡路島民の会サポートメンバー規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条第2項の規定に基づき、特定非営利活動法人うず潮を世界遺産にする淡路島民の会（以下「当会」という。）のサポートメンバーの登録及び寄付金（以下「サポート会費」という。）の納入等に関し必要な事項を定める。

(サポートメンバーの種類とサポート会費)

第2条 サポートメンバーは以下に定める2種類とする。

(1) 個人サポートメンバー 年額3000円のサポート会費を1口以上納入し、当会の事業を支援するものとして登録された個人

(2) 法人サポートメンバー 年額10000円のサポート会費を1口以上納入し、当会の事業を支援するものとして登録された法人（法人以外の団体を含む。以下同じ。）

(サポートメンバーの登録)

第3条 サポートメンバーになろうとする者は、サポート会費の納入および所定の用紙または当会ホームページにより住所、氏名もしくは法人名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス（メールによる連絡を希望する場合）を届け出ることをもって登録する。

2 登録期間は、次条の規定によるうず潮世界遺産サポートメンバーカードの発行日から1年間とする。

3 サポートメンバーとしての登録は、登録期間終了前にサポート会費の納入および住所、氏名もしくは法人名を届け出ることをもって更新される。

4 次のいずれかの場合には、サポートメンバーの登録を抹消する。

(1) 抹消の申し出が会員本人または代理人からあったとき。

(2) サポートメンバーカードが不正に利用されたと当会が判断したとき。

5 納入されたサポート会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(サポートメンバーに対するサービス)

第4条 サポートメンバーは、次のサービスを受けることができる。

(1) うずしおクルーズ乗船料の無料サービス

①当会は、登録有効期限及び氏名または法人名が記された、うず潮世界遺産サポートメンバーカードを発行する。

②うず潮世界遺産サポートメンバーカードは、個人メンバーについては記名者一人につき1枚発行し、法人メンバーについてはサポート会費1口の場合は1枚、同2口の場合は2枚、同3口以上の場合は口数に関係なく3枚発行する。

③②の場合において、個人メンバーは、希望によりその者が指定した個人（1名に限る。）を、その者に代わるうず潮世界遺産サポートメンバーカードの記名者とすることができる。

④サポートメンバーまたは③の規定によるうず潮世界遺産サポートメンバーカードの記名者は、同カードを乗船の都度提示することにより、記名者（法人所属者）に限り、同カード記載の有効期限内においてジョイポート南淡路（株）が運航するうずしおクルーズに無料で乗船できる。

⑤②、③、④いずれにあっても営利目的での利用は禁止する。

⑥天変地異（大地震、大火災、大水害等の災害及びこれらと同等の災害を含む。）、大規模な国際戦争、

疫病、その他の不可抗力による運休があった場合においても、うずしおクルーズの使用期限は延長されない。

(2) 情報提供

メールアドレスによる当会からの連絡の受信を承諾した者に対する、当会関係のイベント等の事前連絡その他の情報提供

(3) サポートメンバーとしての紹介

当会のホームページ上、サポートメンバー氏名の掲載（ただし、個人サポートメンバーにあっては掲載について同意を得た場合に限る。）

(会員情報の保護)

第5条 当会は、サポートメンバーに関する個人情報について、

(1) 不正アクセス、紛失、漏洩等が発生しないようにこれらの危険に対する安全対策を積極的に実施する。

(2) サポートメンバー本人の同意がない限り第三者には提供しない。

(3) サポートメンバー名簿は当会にて厳重に管理し、当会からの案内以外では使用しない。

(4) 法律に基づいた警察等の行政機関や司法機関からの要請があった場合を除き、第三者に提供しない。

(5) その取り扱いの全てまたはその一部を外部に委託する場合、委託を受けたものに対して適切な管理をする。

(改廃)

第6条 この規程は、総会の決議により改正することができる。

(2) この規程の運用に関し必要な事項は会長が定めることができる。

附 則

この規程は、令和3年6月10日から施行し、同年2月22日から適用する。ただし、第4条第1項③、④の規定は令和3年6月10日から適用する。

2. 令和3年2月28日以前に、任意団体うず潮を世界遺産にする淡路島民の会においてうず潮世界遺産サポートメンバーであった者は、この規程の適用日において本規程によるサポートメンバーとして登録されたものとみなし、登録有効期限は発行されているうず潮世界遺産メンバーカード記載のとおりとする。